

一般社団法人菓子・食品新素材技術センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人菓子・食品新素材技術センター（以下「この法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に菓子類、菓子原料及び食品新素材に関して、食品としての機能及び品質保持に関する試験研究、製品開発に関する技術研究、食品衛生に関する試験検査・技術研究を行い、これらに関する調査及び普及を行うことにより、菓子類・食品新素材の生産技術の改善、流通の安定及び公衆衛生の増進を図ることで、関連産業の健全な発展に資するとともに、国民の食生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 菓子類、菓子原料及び食品新素材を主原料とする食品の機能及び品質保持に関する試験研究
- (2) 食品衛生に関する試験検査及び技術研究
- (3) 前各号に掲げるものを除く、次に掲げるものの試験検査又は測定
 - ア. 菓子類、菓子原料又は食品新素材を主原料とする食品及びこれらの関連物資
 - イ. 水質、材料及び生物に関する試料
- (4) 前号のアに掲げるものについての試作研究及び国内・海外の事情に関する調査及び普及
- (5) その他この法人の目的達成のために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、第3条の目的及び前条の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となった次の者をもって構成する。

- (1) 個人会員 試験研究機関及び教育機関等の試験研究者個人並びに学識経験者個人

(2) 企業会員 食品及び食品資材、食品製造機械等の製造販売を業とする者

(3) 団体会員 この法人の事業を後援する団体

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書をもって申し込み、理事会の承認を得なければならない。

2 団体である会員にあっては、その代表者として、この法人に対してその権利を行使する者（1名に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、理事長に届け出なければならない。

3 指定代表者を変更した場合は、速やかに、別に定める変更届を理事長に提出しなければならない。

（会費等の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 既に納入した会費はいかなる理由があっても返還しないものとする。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出し、理事会の承認を受け、退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するにいたったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(4) 当該会員が死亡したとき若しくは失踪宣告を受けたとき又は解散若しくは破産したとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会の招集通知は、開催日の10日前までに発するものとする。書面による通知に代えて、法令で定めるところにより、会員の承諾を経て、電磁的方法により通知を発することができる。ただし、総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができるとするときは、開催日の2週間前までにその通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長に事故があったとき、又は欠けたときは当該総会において出席した会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1人につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総会員の半数以上であって、総会員

の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際して、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使及び書面等による議決権の行使)

第18条 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。
- 3 書面若しくは電磁的方法により議決権を行使する場合は、当該会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日の前日までに当該記載をした議決権行使書面を提出若しくは提供しなければならない。
- 4 第1項及び第3項の規定により行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第19条 理事又は会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び総会で選出された出席会員のうちから選出された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員設置)

第22条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上17人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長、2人以内を副理事長、1人を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって会員（団体にあっては指定代表者）の中から選任する。ただし、総会が特に必要と認めた場合、会員以外のものから選任することができる。

2 代表理事である理事長、理事長を補佐する副理事長及び業務執行理事である専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなる時は、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(顧問)

第29条 この法人に任意の機関として、顧問を2名以内置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問事項について参考意見を述べること

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集し、開催日の 1 週間前までに各理事及び監事に対して招集の通知を発するものとする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときには、招集手続を経ずして開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 35 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 36 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 24 条第 4 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属証明書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第41条 この法人は、会員その他のものに対して、剰余金の分配をすることができないものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において、有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 試験検査事業を統括する者として、研究所長を置く。

4 研究所長・事務局長等の重要な職員は、理事会の承認を経て、理事長が任免する。

5 前項以外の職員は、理事長が任免する。

6 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによるものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、

官報に記載する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事(理事長)は中久喜輝夫、業務執行理事(専務理事)は勝本宏子とする。